

センターの概要

専門的な知識を有する作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床発達心理士などの専門職が、アセスメントにより子供の特性を把握し、その子に合った個別療育を提供することによって子供の発達を促します。（専門職の配置はセンターによって異なることがあります。）

対象児

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子供

※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。

※埼玉県内（さいたま市を除く）にお住まいの方に限ります。

※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方や、児童発達支援センター等で公的サービスとして個別療育を受けている方は対象外です。

利用方法

予約制です。利用を希望するセンターに電話でお申し込みください。

利用期間

個別療育プログラム開始から1年以内です。

利用料

アセスメント結果の説明（アセスメント最終回）及び個別療育プログラムの利用は1回1,000円です。



利用の流れ

- ・アセスメント
- ・親面接
- ・発達検査
- ・個別療育計画

○子供の気になる点や生育歴を確認します。

○子供の発達状況を確認するための発達検査や行動観察を行います。

○子供の特性に合った個別療育計画(計画期間は1年以内)を作成します。

※子供の状態によっては他の支援機関を紹介することがあります。

個別療育
プログラム
(1年以内)

○個別療育計画に沿って、毎月1回程度の個別療育を実施します。

※保護者の方も個別療育の様子と一緒に見ていただきます。

地域支援
(6か月以内)

地域支援

○保護者の方と一緒に、日常利用している保育所、幼稚園、学校等を訪問し、先生方に個別療育の状況や支援のポイントなどをお伝えします。

親支援

・御家庭における子育ての参考としていただくため、個別療育計画や個別療育プログラムの説明を行います。

・保護者サロンや保護者向け学習会などを開催します。